

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定申請の手引き

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

1、申請受付等について

(1) 受付日及び受付時間について

- ・受付日：月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く)に受付します。
- ・受付時間：9時～17時30分

(2) 認定について

- ・申請を受理した日から可能な限り速やかに認定します。

(3) 申請方法について

- ・郵送による場合は、下記送付先までご送付ください。
※なお、送付に際しては書留等の方法で紛失のおそれのないようご送付ください。
※書類に不備等がある場合には連絡させていただきますので、ご担当者様の氏名、連絡可能な電話番号及びメールアドレスを記載した用紙(様式自由)を同封していただきますようお願いいたします。

◇送付先

〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 支援係

- ・持参の際には、必ず事前に電話にて予約をお願いします。
※予約されていない場合は、受付できない場合もありますのでご注意ください。

◇申請予約等問合せ先

堺市健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 支援係
TEL 072-228-0375(直通)
※月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く)
9時～17時30分 までの間をお願いします。

2、認定申請について

申請にあたっては、「生活困窮者自立支援法施行規則」(平成27年度厚生労働省令第16号)第21条各号に規定する就労訓練事業の認定基準を満たすことが必要です。

認定申請を行う前には、認定基準と当該基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めている「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成30年10月1日付け社援発第1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知)を併せてご確認ください。

(1) 認定について

就労訓練事業の認定は、堺市内に事業所を設置する法人に対して行います。

(2) 認定の対象について

認定は、事業所ごとに行います。ただし、同一法人が、堺市内に立地する複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、複数の事業所をまとめて申請することができます。

(3) 認定基準の内容については、以下のとおりです。

<就労訓練事業者に関する要件>

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有すること。
- ③ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
※例えば、就労支援体制、就労訓練事業における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (エ) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (キ) 破産者で復権を得ない者
 - (ク) 役員のうち(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
 - (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

<就労等の支援に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる対象者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者(就労支援担当者)を配置

すること。

② 対象者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(ア) 対象者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(イ) 対象者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

(ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

<安全衛生に関する要件>

雇成型、非雇成型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合には、安全衛生その他の作業条件について、同法及び労働安全衛生法の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合であっても、同法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

<災害補償に関する要件>

雇成型、非雇成型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合には、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法等の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

3、認定申請に必要な書類と留意事項について

(1) 必要な書類について

- ① 生活困窮者就労訓練事業認定申請書(省令様式第2号)
- ② 添付書類
(※ 社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合は、他の法律に基づく監督を受けるため、1～4の添付書類は不要。)

添付書類	要件等
1、事業所の平面図及び写真 (事業所の外観や就労訓練が行われる場所) 2、事業所の概要がわかる書類及び法人等の組織図 3、直近の貸借対照表又は収支計算書の写し (原本証明要)	就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること
4、就労訓練事業を行う者の役員名簿	法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
5、誓約書	誓約書にて1～8の誓約を確認 3については、情報公開の方法を記載すること
6、その他市長が必要と認める書類	必要があると判断した場合に提出を求める場合がある

(2) 申請書作成にあたっての留意事項

- ① 使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- ② 添付書類中、「原本証明要」となっている書類については、申請者の代表者印で原本証明を行ってください。

※原本証明の記載例

この写しは、原本に相違ありません。	
法人名	
代表者名	登録済印

- ③ 申請書類の大きさは、特段の定めがない限り、A4サイズ(日本工業規格 A4 列 4 番)としてください。様式の使用に際しては、それぞれのページを片面ずつ(誓約書は、両面)コピーして使用してください。(写真は、A4 用紙に貼付してください。)

(3) 申請書の補正

申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、申請者は、堺市の指示に従って速やかに補正してください。すべての補正が完了した後、認定に係る手続きを行います。

(4) 認定および情報の公開等

申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行います。この場合、認定番号を付番し、申請者に対して、堺市生活困窮者就労訓練事業認定通知書(規則様式第6号)を送付するとともに、認定を行った旨を本市のホームページ等で情報を公開いたします。

なお、認定以降、市の担当者等が、事業所に連絡を取ってお伺いさせていただくことがあります。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、堺市生活困窮者就労訓練事業不認定通知書(規則

様式第7号)を送付します。

(5) 認定の取消

認定に係る就労訓練事業(以下「認定就労訓練事業」という。)が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消します。

(6) 報告徴収

法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることがあります。

(7) 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項の第2種社会福祉事業に位置付けられていることから、生活保護受給者も含め10名以上の定員を設け就労訓練事業を行う場合は、同法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から一月以内に、市長あてに所定の事項を届け出てください。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付してください。

4、事業開始後について

(1) 事業変更の届け出について

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、以下に掲げる事項について変更があった場合は速やかに届け出てください。また、これとは別に、認定就労訓練事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項の第2種社会福祉事業に位置付けられていることから、生活保護受給者も含め10名以上の定員を設け就労訓練事業を行う場合、変更の日から一月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届け出が必要ですので、市長あてに所定の事項を届け出てください。

変更事項	提出書類	提出時期
認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名	様式第8号(乙)	事前
・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業の利用定員の数 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業の内容 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	様式第8号(甲)	事後

(2) 事業廃止の届け出について

認定就労訓練事業を行う者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を堺市認定生活困窮者就労訓練事業廃止届(規則様式第9号)により届け出てください。